

第2回熊本中央新施設建設候補地評価委員会会議録

○日 時 平成29年8月8日(火) 10:00~11:30

○場 所 熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会 事務所内

○出席者

(委員) 14名

長谷委員	鳥井委員	椋木委員	皆川委員	橋場委員
甲斐委員	内田委員	江口委員	高濱委員	藤瀬委員
西山委員	本田委員	師富委員	岡本委員	

(事務局) 9名(事務局長、事務局員、一般財団法人日本環境衛生センター)

○会議の概要

1 開 会

2 委員長挨拶

3 報告事項

1) 前回会議内容の確認

前回の会議内容について事務局より報告

2) 候補地応募状況について

事務局より以下のとおり報告

公募・推薦ともに申請件数は0件(8月7日現在)

3) 事前評価について

委員会の意見を受け、変更した内容について事務局より報告

(7月3日より各町村ホームページに掲載を行っている)

4 協議事項

1) 会議の運営について(資料①<熊本中央新施設建設候補地評価委員会運営要領>を参照)

熊本中央新施設建設候補地評価委員会運営要領(案)について事務局より説明。

委員会で協議を行い、承認

今後は運営要領に基づき各町村ホームページにて会議録の公開を行う。

2) 評価項目及び評価基準について(資料②<適地選定の評価項目>を参照)

適地選定の評価項目と評価基準(案)について事務局より説明。委員会で協議を

行い、複数箇所を修正し承認

5 そ の 他

第3回委員会の先進地視察先を宮ノ陣クリーンセンター(久留米市)に決定

6 閉 会

熊本中央新施設建設候補地評価委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本中央新施設建設候補地評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、熊本中央新施設建設候補地評価委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定により必要な事項を定めるものとする。

(委員会の公開)

第2条 委員会については、非公開とする。ただし、会議録については公開を行う。

2 委員長は会議の内容に応じて必要があると認めるときは、会議録の一部又は全部を非公開とすることができる。

(会議録)

第3条 委員長は、次に掲げる事項を記載した会議録を事務局に作成させるものとする。

(1) 委員会の開催日時及び場所

(2) 出席した委員の氏名

(3) 会議の概要

(4) 前各号に掲げるもののほか委員会の経過に関する事項

2 委員会に係る会議録の公表は、ホームページに掲載することにより行うものとする。ただし、次に掲げる事項についてはこの限りではない

(1) 特定の個人を識別され、又は識別されるおそれのあるとき

(2) 法人その他の団体の権利利益を害するおそれがあるとき

(3) 公正かつ円滑な運営に著しい支障が生じると予想されるとき

(4) 建設候補地の関係住民に対し、特段の配慮が必要なとき

3 前項について、期間経過により該当しなくなつたと認められる場合は、公表できるものとする。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮り別に定める。

附 則

1 この要領は、平成29年8月8日から施行し、平成29年6月6日から適用する。

2 この要領は、要綱第2条の規定による協議会長へ報告がされる日限り、その効力を失う。

適地選定の評価項目

1. 適地選定の基本方針について

適地選定は、次に示す基本方針や図-1に示すフローに基づき行います。

- (1) 新たな一般廃棄物処理施設については、ごみ処理施設（リサイクル施設含む）、汚泥再生処理センター、最終処分場を計画しており、これらの3施設を一体的に整備することを目標としています。
- (2) 適地選定の対象地域は、益城町、嘉島町、西原村、御船町、甲佐町、山都町の6町村全域を対象とします。
- (3) 住民の理解や意向を反映させるため、候補地の公募および推薦を行います。公募の場合は、6町村全域を対象とし、推薦の場合は、人口重心地付近、各役場からの中心地付近のそれぞれ半径約10km圏内が重なるエリアを対象とします（図-2参照）。
- (4) 適地選定作業は、いくつかの段階を経て複数の候補地に絞り込んでいきます。候補地の絞り込みにあたっては、最終的にどの候補地に決定しても建設が可能なように、一定の面積を有することを条件として進めるものとします。

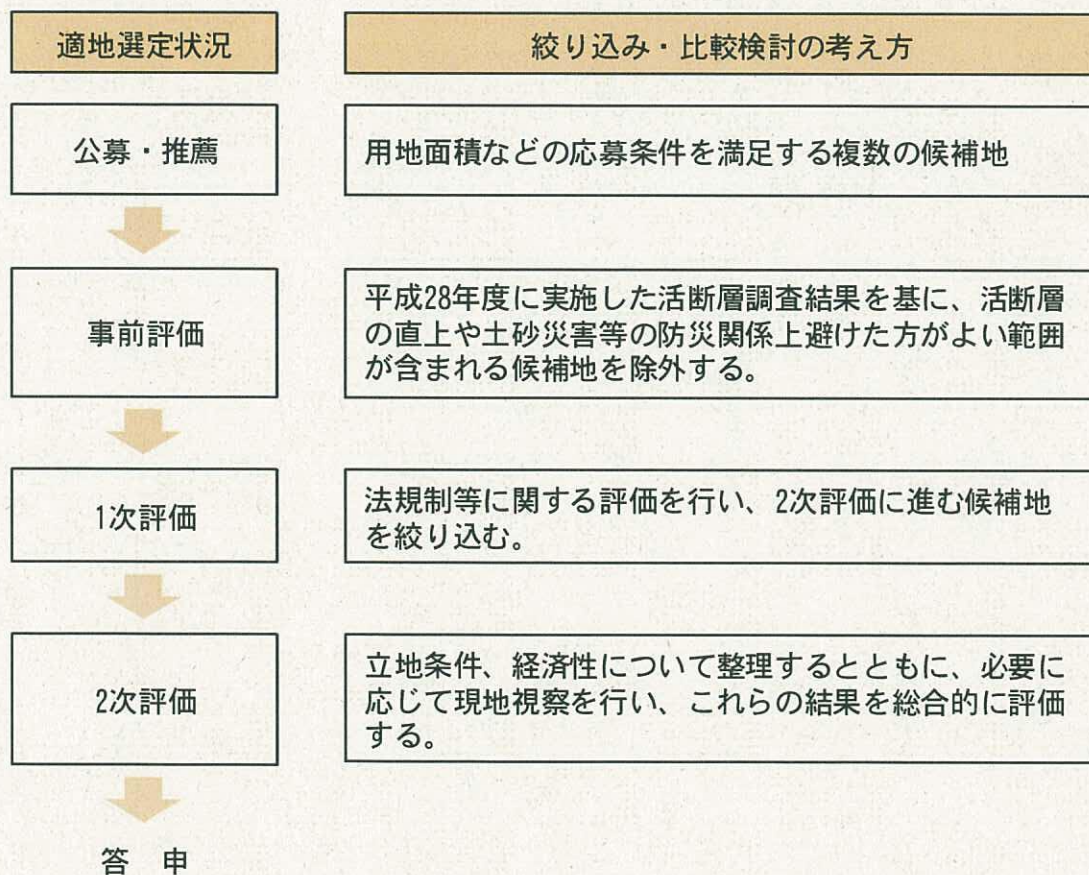


図-1 適地選定のフロー

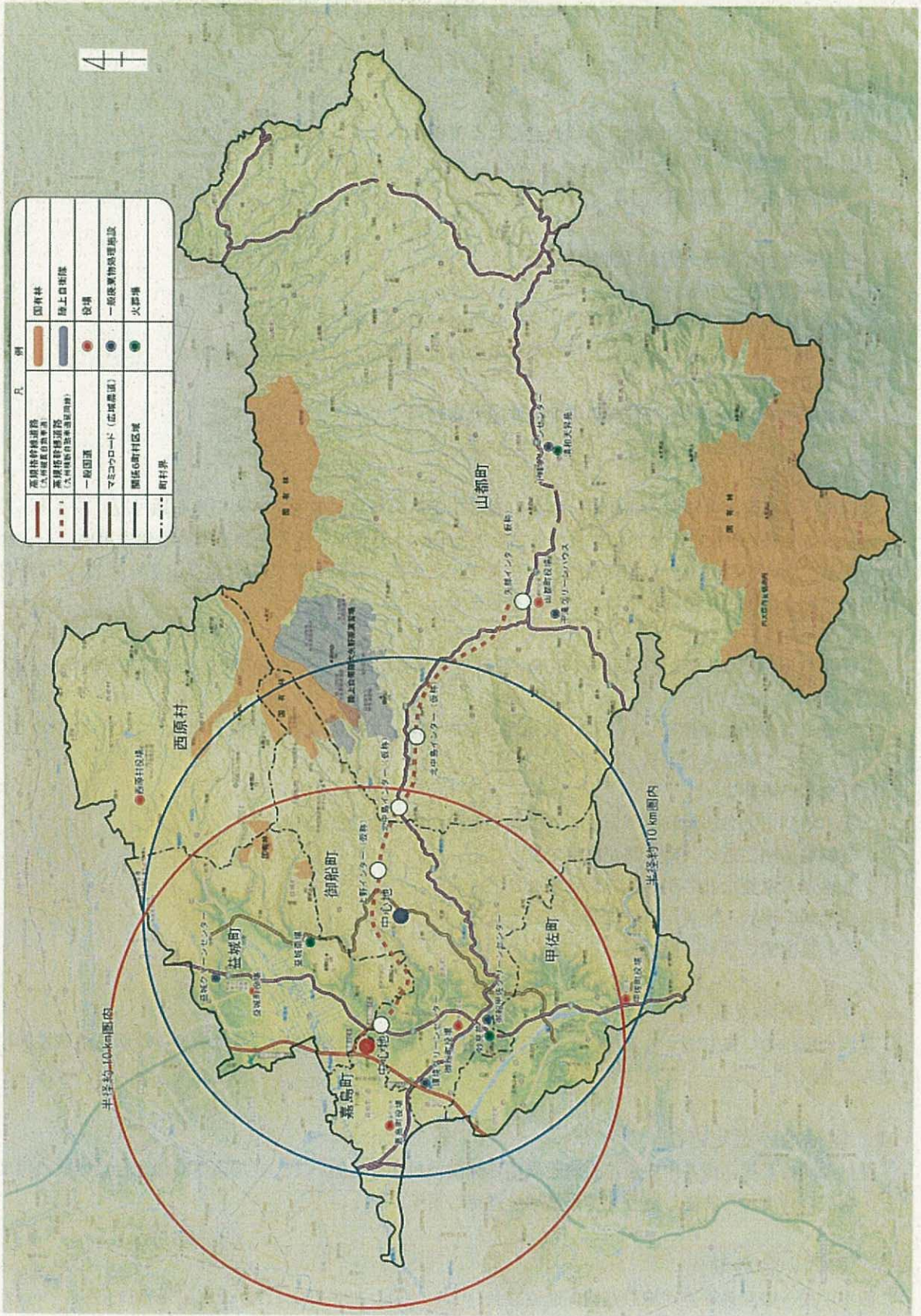


図-2 管内全域図

2. 基本的事項の整理について

適地選定の基礎条件となる新施設整備計画の概要を整理します。

(1) 新施設整備計画の概要

ごみ処理施設（リサイクル施設含む）、汚泥再生処理センター、最終処分場の各施設の施設規模は表-1に示すとおりです。施設規模は、一般廃棄物処理基本計画の策定時に推定された値であり、今後の協議において増減する可能性があります。また、施設の構造や処理方式については、決定していません。

表-1 各施設の施設規模

施設の種類	施設規模	備考
ごみ処理施設	焼却施設：84t/日（24H） リサイクル施設：16t/日	現行3施設が稼働中。
汚泥再生処理センター	83kL/日	西原村は現行通り阿蘇広域行政事務組合で処理する。
最終処分場	42,000m ³	管内に最終処分場はなく、現行は民間委託により処理している。

(2) 新施設整備の条件整理

3施設を一体的に整備する場合、表-1の施設規模等を勘案すると5.5万m²ほどの用地面積が必要になると推定されます。したがって、公募および推薦の応募条件としては、用地面積が概ね5.5万m²確保できることを基本としています。ただし、土地の特性によっては、3施設の一体整備が困難なことも考えられるため、その場合を考慮して、用地面積が概ね3万～5.5万m²であれば適地選定の対象とすることとなっています。

また、用地面積以外の条件としては、候補地の法規制等や周辺環境について整理する必要があります。適地選定における条件を表-2にまとめています。

表-2 新施設整備の条件整理

条件	内容
安定稼働（防災関係）	活断層や土砂災害等の防災関係上避けの方がよい範囲が含まれないこと。
法規制等	自然公園法、都市計画法等において立地が制限されていないこと。
用地条件	平地が確保でき、建物配置に制約を与えない地形地質であること。 インフラの整備が容易であること。
環境保全関連	自然環境に重大な影響が生じないこと。
生活環境条件	病院、学校等の公共施設が近くにないこと。 景観上問題とならない場所であること。
経済性	敷地造成、搬入道路整備等に係る経費が少ないこと。 収集運搬距離が極端に長くないこと。

3. 適地選定の評価手順

適地選定の評価手順は以下のように行います。

(1) 候補地検討エリア

候補地検討エリアは、公募の場合は管内全域とします。推薦の場合は、人口重心地付近、各役場からの中心地付近のそれぞれ半径約 10km 圏内が重なるエリアを対象とします（図-2 参照）。

(2) 公募・推薦

候補地検討エリア内において、公募および推薦により候補地を募集します。応募条件としては、用地面積が概ね 5.5 万 m² 確保できること、応募者が区長および代表者であることの必須条件に加え、好ましい条件として、以下の 5 項目が提示されています（建設候補地募集広告より）。

- ①土地利用上の法規制が無い、または規制解除が容易なこと。
- ②幹線道路に近く、搬入路が確保できること。
- ③水道・電気などの引き込みが容易なこと。
- ④土地の形状・地質が整備に適していること。
- ⑤収集運搬の効率に優れていること。

(3) 事前評価

公募・推薦で応募された候補地は、平成 28 年度に実施した活断層調査結果に基づき、活断層の直上や土砂災害等の防災関係上避けた方がよい範囲が含まれる場合は除外することとします。

(4) 1次評価

事前評価を通過した候補地について、土地利用規制や自然環境保全などの法規制等に関する評価を行います。これらの法規制等は、解除可能なものもありますが、手続き等が煩雑になり、多大な時間と労力が必要になる場合があるため、法規制等の指定範囲やランク（重要度）を評価し、2次評価に進む候補地を絞り込みます。

(5) 2次評価

1次評価を通過した候補地は、立地条件（用地条件、環境保全関連、生活環境条件）、経済性について評価を行います。また、必要に応じて現地視察を行い、これらの結果を総合的に評価します。

4. 適地選定の評価項目

(1) 事前評価項目

事前評価項目は、熊本地震の発生により、活断層の影響や土砂災害等による大きな被害が出たことを最大限に考慮して、活断層の直上や土砂災害等の防災関係上避けた方がよい範囲を項目として設定しました（表-3）。

表-3 事前評価項目と評価の必要性

評価項目		評価の必要性
安定稼働 防災関係	土石流危険渓流 (砂防指定地)	山の斜面等が崩壊することにより大きな被害が発生することが予測される区域であるため。
	地すべり危険箇所 (地すべり防止区域)	地すべり等により大きな被害が発生することが予測される区域であるため。
	急傾斜地崩壊危険箇所 (急傾斜地崩壊危険区域)	急傾斜が崩壊することにより大きな被害が発生することが予測される区域であるため。
	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	土砂災害により大きな被害が発生することが予測される区域であるため。
	活断層直上	活断層は、繰り返し活動して地震を発生させた断層で将来も活動が予想されるものであることから、建物直下に断層がある場合は甚大な被害が懸念されるため。

(2) 1次評価項目

1次評価項目は、土地利用規制、自然環境保全、文化財保護などの法規制等に関する項目を設定しました（表-4）。

表-4 1次評価項目と評価の必要性

評価項目		評価の必要性
土地利用規制	都市計画区域	都市計画法上、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域は、良好な住居の環境を保護するための地域として指定されている場所であることから、施設からの排出ガスや多くの車の出入りが伴う本施設は好ましくないため。
	農業振興地域	農業振興地域の指定は、その自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが相当であると認められる地域として指定されたものであるため。
	緑地	都市における緑地は、良好な環境の確保にとって貴重な存在であり、緑地保全はそれらを保存、維持、管理していくことの重要性を主張する概念であるため。
自然環境保全	自然公園 (国立、国定、県立)	優れた自然の景勝地を保護するために指定された公園であるため。
	自然環境保全区域	自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要であるため。
	森林区域 (国有林、保安林)	国有財産であり、森林の公益的機能を有効に活用するため。 保安林は、代替機能を確保すれば開発が可能ながあるものの、基本的に避けた方が良いと考えられるため。
	鳥獣保護区 (特別保護区)	鳥獣特別保護区は鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域であるため。
	動植物 (絶滅危惧種、希少種の有無)	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより良好な自然環境を保全するために指定された動植物であるため。
文化財保護	指定文化財 (史跡、名勝、天然記念物)	歴史上または学術上価値が高いと認められ保護が必要なものとして指定されたものであるため。
	埋蔵文化財	埋蔵文化財包蔵地での開発には教育委員会に事前の届出や、発掘調査を行う必要があり、その調査などに時間を要するため。

(3) 2次評価項目

2次評価項目は、立地条件（用地条件、環境保全関連、生活環境条件）と経済性に関する項目を設定しました。立地条件は、候補地における施設の建設のしやすさ、周辺の自然環境への影響や生活環境との関係について評価します。経済性は、事業費に影響する用地取得費や敷地造成費、収集運搬費等について評価します。（表-5）。

表-5 2次評価項目と評価の必要性

評価項目		評価の必要性	
立地条件	用地条件	面積	廃棄物処理施設及び必要な付帯施設を合理的に配置するためには一定規模の敷地面積が必要なため。
		搬入道路	候補地までのアクセスや取付道路工事を考慮すると、主要な搬入道路となる幹線道路（道路幅員6m以上）から比較的近い場所が候補地として望ましい。
		土地利用の有無	農用地などの周辺環境への影響や、既存の建築構造物の有無、将来の土地利用計画の有無などへの配慮が必要なため。
		地形・地質（活断層近傍）	土地の形が不整形な場合や起伏がある場合は、利用できる面積が少なくなり、施設の動線や配置計画等に支障がでるため。 地質の状況によっては、地盤改良や基礎杭等が必要になるが、これは施設建設費にも影響するので、できるだけ軟弱な地盤である場所は避けることが望ましい。また、活断層近傍は断層活動による変位等が生じ、施設の被害が大きくなることが予想され、調査や対策等に多大な時間と費用が必要となるため、避けることが望ましい。
		地震の影響	地震の震度の大きさにより、ゆれの度合いや強弱が異なり、土木建築構造物の耐震設計内容や対策費用の高低に差が生じるため。
	電気、上水道の整備状況	電気、上水道の引込が困難な場合は、施設の建設時や運転時に新設する整備期間と整備費が必要となるため。	
	環境保全関連	環境保全に関する規制基準	施設から排出される大気や水、悪臭、振動、騒音等の規制状況によっては、施設の公害防止対策に違いが生じる可能性があるため、調査確認する必要がある。
		重要な生物、生態系への影響	生物の多様性の保全及び自然環境の体系的保全のため。
	生活環境条件	市街地・住宅との位置関係	搬出入車両の通行などによる地域の生活環境への配慮が必要なため。
		公共施設との位置関係	搬出入車両の通行などによる地域の生活環境への配慮が必要なため。
		観光資源との位置関係	景観への配慮が必要なため。
		下流側の利水状況	施設の下流側の河川や地下水等の水利用への配慮が必要なため。
	経済性	用地取得費	用地取得費は事業費に影響するため。
		敷地造成費	造成費は事業費に影響するため。
搬入道路整備費		搬入道路の整備費は事業費に影響するため。	
収集運搬費		収集運搬費は事業費に影響するため。	